

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定により提出されている書類は、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の相当規定により提出されている書類とみなす。
- 3 改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。